

各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策

- 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）
- 新規就農
- 農地集積

（未定稿）

平成 24 年 4 月

農林水産省

○ 力強い農業構造実現に向けて、人の農地の問題を解決しよう	2
○ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)	3
・ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成のメリット	3
・ 人・農地に関する施策の体系	4
・ 人・農地プラン作成の進め方	5
・ 人・農地プランに係るアンケートの例	6
・ 人・農地プランの作成例	8
○ 新規就農	
・ 新規就農対策の全体像	12
・ 青年就農給付金(準備型)の給付要件	13
・ 青年就農給付金(経営開始型)の給付要件	14
・ 青年就農給付金の実施体制・手続	15
・ フォローアップの体制	16
・ 農の雇用事業	17
・ 農業経営者育成教育機関に対する支援	18
○ 農地集積	
・ 農地集積対策の全体像	19
・ 農地集積の支援の考え方	20
・ 農地集積協力金の概要(経営転換協力金)	21
・ 農地集積協力金の概要(分散錯図解消協力金)	24
・ 規模拡大加算の要件	25
・ 農地に係る贈与税の納税猶予の特例等の創設	26
・ 農地法に基づく遊休農地対策について	27
○ スーパー資金の金利負担軽減措置	28

○ 力強い農業構造実現に向けて、人と農地の問題を解決しましょう

	地域の中心となる経営体（法人を含む）が存在する地域	核となる集落営農が存在する地域	地域の中心となる経営体も核となる集落営農も存在しない地域
	人・農地プラン（集落・地域で話し合って作成）		
基本方向	○ 地域の中心となる経営体への 農地集積 等	○ 集落営農への農地集積 ○ 集落営農の法人化 等	○ 集落営農を組織し、そこへ農地集積し、法人化 又は ○ 新規就農の推進 又は ○ 地域外の農業者への作業委託の推進 等
新規就農	青年新規就農倍増プロジェクト		
集落営農の組織化 ・法人化		○ 戸別所得補償制度による集落営農の法人化支援（40万円）	○ 地域再生協議会による集落営農の組織化の支援
農地集積	農地集積のための総合的な対策		
機械・施設の導入 （経営の複合化・多角化等に必要なものを含む）	○ 経営体育成支援事業 ○ 6次産業化推進整備事業 ○ 各種融資制度（スーパール資金、経営体育成強化資金、就農支援資金 等）		

○人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成のメリット

平成24年度予算 【7億円】

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

- ☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、

集落・地域における話し合いによって、

- 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

- ☆ 人・農地プランに位置付けられると、



- 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- スーパーL資金の当初5年間無利子化
(認定農業者)

といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

- ☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
- ☆ 一旦プランを決めても、

- 新規就農者が新たに出てきたとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

〈早期の人・農地プラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めに人・農地プランの作成に向けた話し合いを始めることが必要です。



〈新規就農者の人・農地プランへの位置付け〉

- 新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。

○ 人・農地に関する施策の体系

人・農地プランの作成

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成事業)
〔戸別所得補償経営安定推進事業〕
地域農業のあり方や今後の地域の中核となる経営体等を定めた人・農地
プランの作成に必要な、集落の合意形成活動等を支援

人・農地プランと関係するもの

青年就農者の定着支援

青年就農給付金(経営開始型)
青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な
就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付(年間150万円)

農地の利用集積を促進

農地集積協力金
〔戸別所得補償経営安定推進事業〕
人・農地プランに位置付けられた地域の中核となる経営体に農地が集
積されることが確実に見込まれる場合に、市町村等が、それに協力する
者に対して協力を交付。

スーパール資金の金利負担軽減

スーパール資金の金利負担軽減措置
〔農業経営基盤強化資金〕
人・農地プランに地域の中核となる経営体として位置付けられた認定農
業者については、貸付当初5年間の金利を利子助成により実質無利子化。

人・農地プランとは直接関係しないもの

青年就農者の定着支援

青年就農給付金(準備型)
青年の就農意欲を喚起するため、就農前の研修期間(2年以内)の
所得を確保する給付金を交付(年間150万円)

雇用就農の促進

農の雇用事業
青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が雇用就農者
に対して実施する実践研修(最長2年間)に要する経費を助成。

農業経営者育成教育機関に対する支援

農業教育の強化
今後の地域リーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経
営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとし
ての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援。

○ 人・農地プラン作成の進め方

1 人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて

最もふさわしい方法で進めて下さい。

- ➡ その地域に、中心となる農業経営や集落営農があれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くかを話し合うとよいでしょう。
- ➡ そうした経営体があれば、今後、集落営農をどう作っていくか、新規就農者や地域外の農業者をどう入れるかなどを話し合うとよいでしょう。

2 人・農地プラン作成の一般的な手順

- ➡ 集落・地域における話し合いがうまくいくかどうかは、市町村、関係機関の事前準備にかかっています。
- ➡ 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行っておくことがスムーズな話し合いにつながります。



市町村・関係機関が行うこと(例)

- 地域内の農業者に対し、
 - ・ 地域農業の将来の見通し
 - ・ 農地の有効利用、継続可能な経営
- 地域農業の今後の方向性
 - 中心となる経営体どこにするか、どう創るか、新規就農等をどうするかなど
- 自らの経営や農地を今後どうするか。
- 等をアンケート等で確認。
- 集落のリーダー役と話し合いの段取りについて打ち合わせ

集落・地域における話し合い

- 集落・地域内の多くの方に（経営者だけでなく、奥さんや息子等も）参加し、発言してもらう
- 市町村、協議会のメンバーとなる方々も参加
- アンケート結果等を基に、
 - ・ 誰が地域農業の中心となるか
 - ・ 今いなければどうするか
 - ・ そこへの農地集積をどう進めるか等を話し合ってもらう。
- <検討のポイント>
 - 中心となる経営体がいれば、その経営体を中心に地域農業の発展形を構築
 - いなければ、どうするかを検討
 - 次世代の担い手として、青年就農者を積極的に位置付け
 - 担い手不足の地域では、集落営農の組織化等も選択肢。

市町村による検討会の開催

- 市町村は、左の話し合いを受けて、人・農地プラン原案を作成
- 市町村は、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討する。
- <検討会メンバー>
 - 地域農業再生協議会のメンバーであるJA、農業委員会、土地改良区等関係機関のほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席
 - <メンバーの概ね3割は女性>
 - 女性農業者等の他、関係機関からも役職を問わず女性等が出席

適当と判断されたものは
市町村が人・農地プランとして正式決定 5

○ 人・農地プランに係るアンケートの例

地域農業の将来（人と農地の問題）に関するアンケート調査

（イメージ）

〇〇市（農業再生協議会）

この地域の農業に関して、みんなで考えましょう。

- ◇ 全国の農業をめぐる状況を見ると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがでしょうか。
- ◇ この集落・地域に暮らす農家の皆さんに、農業の将来、特に、どのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めていくのか、といった「人と農地の問題」について、真剣に考えていただきたいと思っています。
- ◇ 今後、この集落・地域の皆さんに話し合っていたく予定ですが、このアンケートはその際の参考資料を準備するためものです。あなたの家の経営主だけでなく、奥さん、息子さん、お嫁さんなど、農業に関わっている方がお一人ずつ回答して下さい。（該当欄に「○」を記入して下さい。）

Q1 あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にどのようなになっていると思いますか。

- ☐ ① 問題ない状態（耕作放棄地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれている）
- ☐ ② 次のような問題を生じている
[問題と思われる課題を回答して下さい。（複数回答可）]
☐ ②-（1）農地が利用されず耕作放棄地が増加する
☐ ②-（2）地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がない
☐ ②-（3）若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む

Q2 あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）がいますか。

- ☐ ① 次のような経営体がいる
[いると思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]
☐ ①-（1）個人経営
☐ ①-（2）法人経営
☐ ①-（3）集落営農
- ☐ ② いない

Q3 あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。

- ☐ ① 何もしなくてよい
- ☐ ② 存在する地域を中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要
[集積の対象として適当と思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]
☐ ②-（1）個人
☐ ②-（2）法人
☐ ②-（3）集落営農
- ☐ ③ 今後、地域を中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要
[地域を中心となる経営体の候補を選択して下さい。（複数回答可）]
☐ ③-（1）集落内の個人
☐ ③-（2）集落内の法人
☐ ③-（3）集落営農
☐ ③-（4）集落外の個人・法人
☐ ③-（5）一般企業

Q4 あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか。

- ☐ ① 特に必要ない（既に必要数の青年農業者がいる）
- ☐ ② 現在が必要としていないが、将来を考え早い段階で確保する必要がある
☐ ②-（1）青年就農者の候補はいる
☐ ②-（2）青年就農者の候補はいない
- ☐ ③ 今すぐ確保する必要がある
☐ ③-（1）青年就農者の候補はいる
☐ ③-（2）青年就農者の候補はいない

○ 人・農地プランに係るアンケートの例

Q5 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思えますか。

- ☐ ① 地域の中心となる経営体である
- ☐ ② 今は地域の中心となる経営体ではないが、将来的には目指していく考え
- ☐ ③ 今は地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない

Q6 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を今後どうしていくおつもりですか。

【Q6-1 農地に対する考え方】

- ☐ ① 農地の受け手となり規模を拡大していく
- ☐ ② 現状維持
- ☐ ③ 農地の出し手となる

【Q6-2 後継者に対する考え方】

- ☐ ① 後継者の目処はついている

〔後継者の候補を選択して下さい。〕

- ☐ ①- (1) 経営主の家族
- ☐ ①- (2) 法人の役員員
- ☐ ①- (3) 集落営農の構成員
- ☐ ①- (4) その他

- ☐ ② 後継者の目処はついていない

【Q6-3 今後のご自身の経営に対する考え方】

〔今後必要と考える取組を選択して下さい。（複数回答可）〕

- ☐ ① 農地の規模拡大
- ☐ ② 生産コストの低減
- ☐ ③ 経営の複合化（新たな作物の導入など）
- ☐ ④ 6次産業化・高付加価値化（加工や直販など）
- ☐ ⑤ 現状維持

あなたに関することについてお答え下さい。

氏 名	(※氏名についてはアンケートを集計する際には記載しません。)
あなたの経営の種類	☐ 個人経営、 ☐ 法人経営、 ☐ 集落営農（法人になっていないもの）
経営主との続柄	☐ 本人（法人役員・集落営農の構成員を含む）、 ☐ 配偶者、 ☐ 子、 ☐ 子の配偶者、 ☐ 親、 ☐ その他
性 別	☐ 男性・ ☐ 女性
年 齢	☐ 30歳未満、 ☐ 30歳～39歳、 ☐ 40歳～49歳、 ☐ 50歳～59歳、 ☐ 60歳～69歳、 ☐ 70歳～79歳、 ☐ 80歳以上

人・農地プランの作成例

(参考様式)

人・農地プラン

関係する集落名を全て記入

市町村名	集落／地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)

1. 今後の地域の中心となる経営体

経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無 戸別所得補償 制度の加入者	現状 [平成23年度]		計画 [平成28年度]		新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化 等の取組	活用が見込まれる施策 規模拡大 取組 青年就 業給付 金(開 業型)	スー パール 資金の 利軽減 措置	耕作放棄 地再生 利用 集金対 策交付 金	備考
				経営内容 (科目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (科目)	経営規模 (ha、頭数等)					
A法人 (a氏)	才	(5) 名	・法人経営の場合は、出資者の数を記入 ・従業員数(正規・非正規を問わず)を括弧書きで記入		ha		ha					
B兼営農機組合 (b氏) 認：c氏 認：d氏	才	22 (15) 名	・兼営農機の場合は、構成農家数を記入 ・雇用しているオペレーターや従業員数がある場合は括弧書きでその人数を記入		ha		ha					
E氏	才	3 (1) 名	・個別経営の場合は、家族従事者数を記入 ・従業員数(正規・非正規を問わず)を括弧書きで記入		ha		ha					

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、兼営農機など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
- ※ 「兼営農機」は、認定農業者等に関する取組を記載します。
- ※ 「新規就農・6次産業化...」等の取組については、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「備考」には、活用する農産物単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項があれば記載します。

該当するものに「○」を記入

2. 地域の中心となる経営体以外の農業者

(1) 農地の提供等により地域の中心となる経営体と連携する農業産物、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

農地の提供等により 連携する農業者 (氏名)	年齢	戸別所得補 償制度の加 入者	現状		計画		活用が見込まれる施策		備考 (今後の役割等)
			経営内容 (作目)	経営規模の合 計(ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合 計(ha、頭数等)	経営転 換協力金	分散備 蓄協力金	
	才			ha		ha			「その他の」に「○」を記入 該当するものに「○」を記入 「その他」に「○」を記入した場合は、「備考」に施策名を記入
	才			ha		ha			
	才			ha		ha			
	才			ha		ha			
	才			ha		ha			
	才			ha		ha			「地域の中心となる経営体である法人経営や集落営農等のオ ペレータとして活動する」、「草刈りや水管理を行う」など、地域 の中心となる経営体をサポートする取組内容を記入
	才			ha		ha			
	才			ha		ha			
	才			ha		ha			
	才			ha		ha			

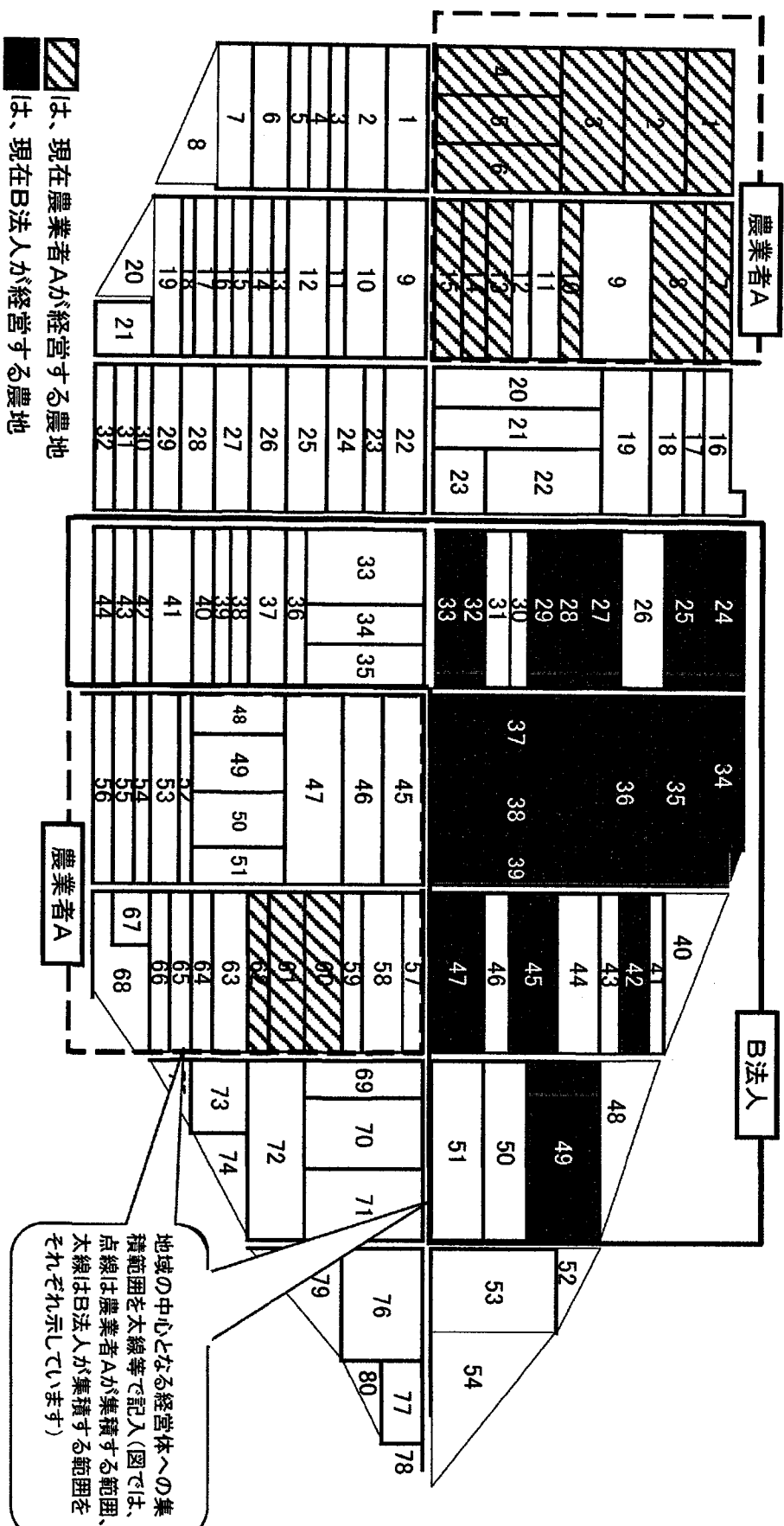
(2) その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数		経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考
	経営体	経営内容ごとの経営規模の合計を記入	経営内容ごとの現状と今後の見込みを記入	
	経営体			ha
	経営体	ha		
	経営体	ha		
	経営体	ha		
	経営体	ha		

3. 今後の地域農業のあり方

取組事項		対応	コメント
複	合	化	
6	次	産	この欄は、 「今後の地域農業のあり方」の 中心となる経営体とそれ以外の 農業者のあり方について、 具体的な取組事項を記入する 欄です。 該当する取組事項に「○」を 記入してください。 コメント欄は、今後の地域農業 のあり方について、具体的な 取組事項を記入してください。
高	付	加	
新	規	就	
規	就	農	
進	の	他	
そ	の	他	

農地利用図(イメージ)



【記載上の注意】

- ※ 地域の中心となる経営体等の農地の利用状況やそれら経営体への農地の集積状況を記載します。
- ※ 地域の中心となる経営体の現状の農地利用が分かるように色付等を行います。
- ※ 前ページの「左記の経営体に対して28年度までに貸付等が予定されている農地」については、誰に集積するかを分かるように色付等をして、貸付等の予定年度を記載します。
- ※ 地域の中心となる経営体への集積範囲が定められた場合には、太線等でその範囲を明示します(この範囲において、規模拡大加算の連担化の要件を満たすこととなります)。
- ※ 農地利用に関する図面については、市販の地図や土地改良事業に関する図面等でも可能です。また、電子データでの提出も可能です。

○ 新規就農対策の全体像

新規就農総合支援事業の全体像【136億円】 23年度4次補正予算(農の雇用事業)【23億円】

就農準備 (高校卒業後を支援)		就農開始 独立・自営就農 (※)		経営確立
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保	青年就農給付金(準備型) ① ・農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付	法人正職員としての就農 法人正職員として最低賃金以上を確保	青年就農給付金(経営開始型)② ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付	スーパール資金 経営体育成 支援事業 融資残補助 補助率 3/10以内
	①+②+③ 合計で 【初年度分130億円】 【23年度4次補正23億円】		○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかつた場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	
技術の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成 【4億円】	法人側に対して農の雇用事業 ③ 【23年度4次補正予算 23億円】 法人側として年間最大120万円を助成(最長2年間)		
機械・施設の導入 経営の複合化・多角化等に必要な物を含む				
農地の確保 就業相談	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。	が新規就農総合支援事業で実施する内容		

12

スポーツ資金
経営体育成
支援事業
融資残補助
補助率
3/10以内

○ 青年就農給付金（準備型）の給付要件

○ 農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援。

1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

2 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと

3 研修計画が以下の基準に適合していること

① 都道府県が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修する。

※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は給付対象

② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと

a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと

c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと

4 常勤の雇用契約を締結していないこと

5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

返 還

1 適切な研修を行っていない場合

・ 事業実施主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合

2 研修終了後※1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合。

※ 準備型を受給しての研修の終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後。

3 給付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合

○ 青年就農給付金（経営開始型）の給付要件

○ 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援。

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- 5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

2 独立・自営就農であること

自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

- ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主である。
- ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※ 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

3 経営開始計画が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。

4 人・農地プランへの位置づけ

・市町村が作成する人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）に中心となる経営体として位置づけられていること（もしくは位置づけられることが確実であること）。

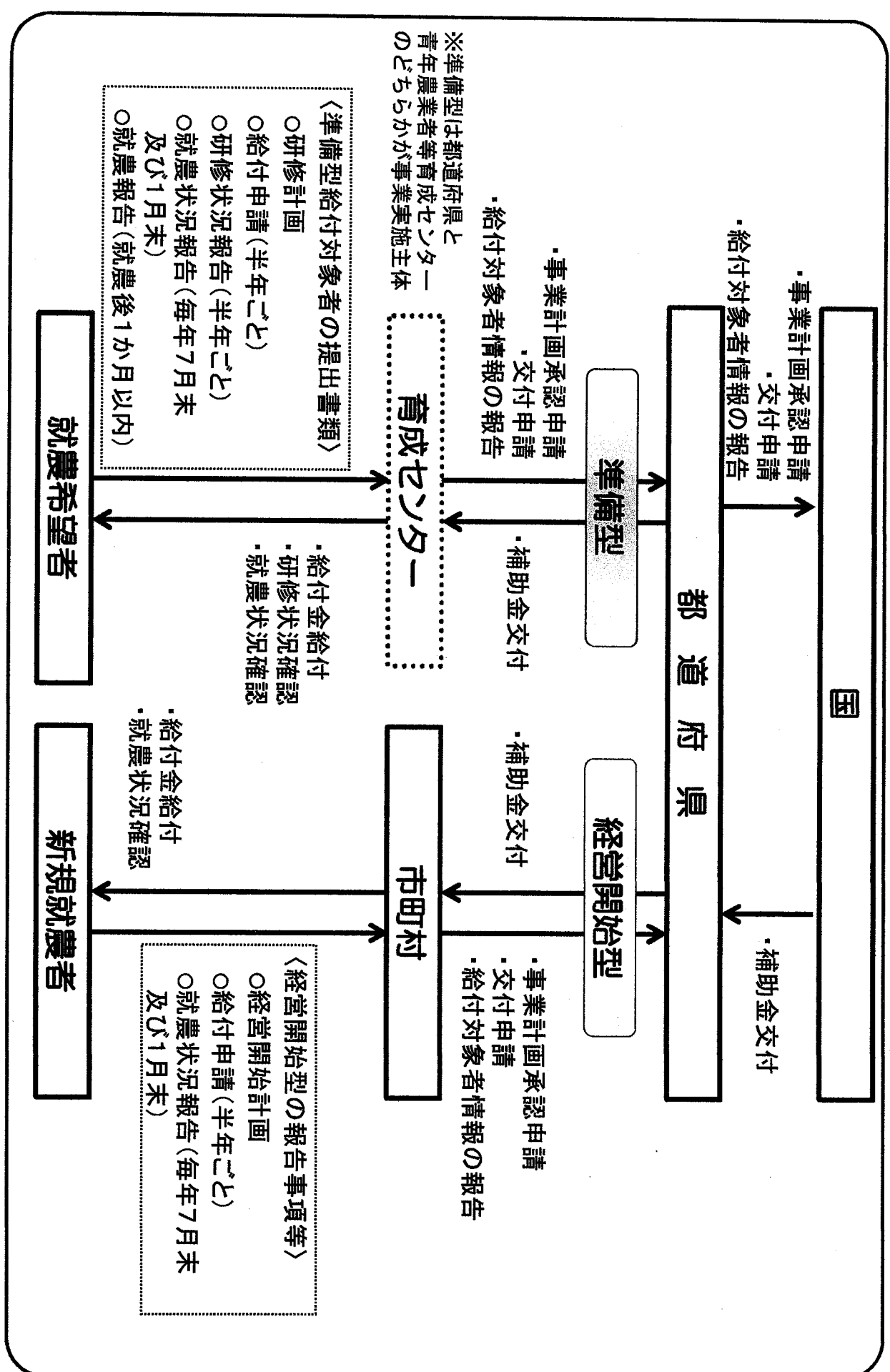
給付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付する。
- ③ 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるとするが、給付は就農後5年度目までとする。

給付停止

- 1 給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合
- 2 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

○ 青年就農給付金の実施体制・手続



#

○ 農の雇用事業

平成23年度4次補正予算 【23億円】(24年度上半期分)
平成24年度予算 【26億円】

- 新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修(○JT研修)等の実施を支援。

○JT研修の実施を支援

- ◇ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修に必要な経費の一部を支援。

・支援単価：年間最大120万円(23年度までは月額9.7万円)

内訳 ・新規就農実践研修 9.7万円/月

・指導者研修※ 3.6万円/年

※指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修

・支援期間：最長2年間(23年度までは最長1年間)

・実施規模 23年度4次補正※：1,750人程度

※24年度上半期分を前倒して実施

24年度当初：2,000人程度

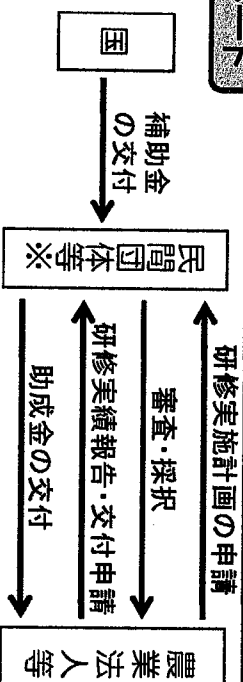
<農業法人等の要件>

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 正職員(期間の定めのない雇用契約、労働時間週35時間以上)として雇用すること
- 3 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させること
- 4 雇用就農者との間で、原則として過去に雇用契約が無いこと(正職員以外の者を正職員として雇用する場合を除く)
- 5 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること
- 6 過去に雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと
- 7 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金(例：特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金)等を受給していないこと
- 8 雇用就農者が青年就農給付金(準備型)で研修を受けた経営体と同じ経営体でないこと
- 9 過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3以上が農業法人等の原因により離職していないこと

<雇用就農者に関する要件>

- 1 原則45歳未満の者であること
- 2 農業就業経験が5年以内であり、研修修了後も就農を継続する強い意欲を有する者であること
- 3 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- 4 当該農業法人等の代表者の親族でないこと(他の労働者と同等の労働条件の場合を除く)

交付ルート



※23年度4次補正、24年度は全国農業会議所

○ 農業経営者育成教育機関に対する支援

(24年度予算4億円)

- 就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関や高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関へ支援を実施

高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関
(24年度は一般社団法人アグリフューチャージャパン)

地域の農業経営者育成の中核教育機関
(県農業大学校等)

中核教育機関の教育水準を向上させる取組

- 右の学生や就農希望者、農業者等を対象とする農業経営セミナー
(8月～12月)
・国内一流経営者、先進的農業経営者等による最新経営戦略、マーケティング等に関する実践的教育
 - 農業経営セミナーの講義内容等の通信配信
(8月～翌年3月)
 - 右の講師を対象とした指導力強化等
・指導力向上研修
・専門講師の派遣コーディネート
- ※ 詳細な開催日程は中核教育機関等の要望も勘案して決定

連携

1. 教育改善計画の策定

左の教育機関との連携を前提とした、教育内容の改善に向けた計画を策定

※策定に当たっては先進農業者や女性経営者等の意見を聴取

2. 改善計画に基づく取組の実施

- (1) 新たな教育の実施
 - 新たな教育カリキュラムの作成
 - 新たな教育カリキュラムに基づく教育
・左のセミナーへの学生の派遣
・左の配信情報を活用した教育
・その他各教育機関で実施する新たな教育
- (2) 教育体制の強化
 - 左のセミナーへの講師の派遣
 - 農業法人等との連携による就農支援の強化

中核教育機関の教育水準を向上させる取組みに
要する経費の一部を支援

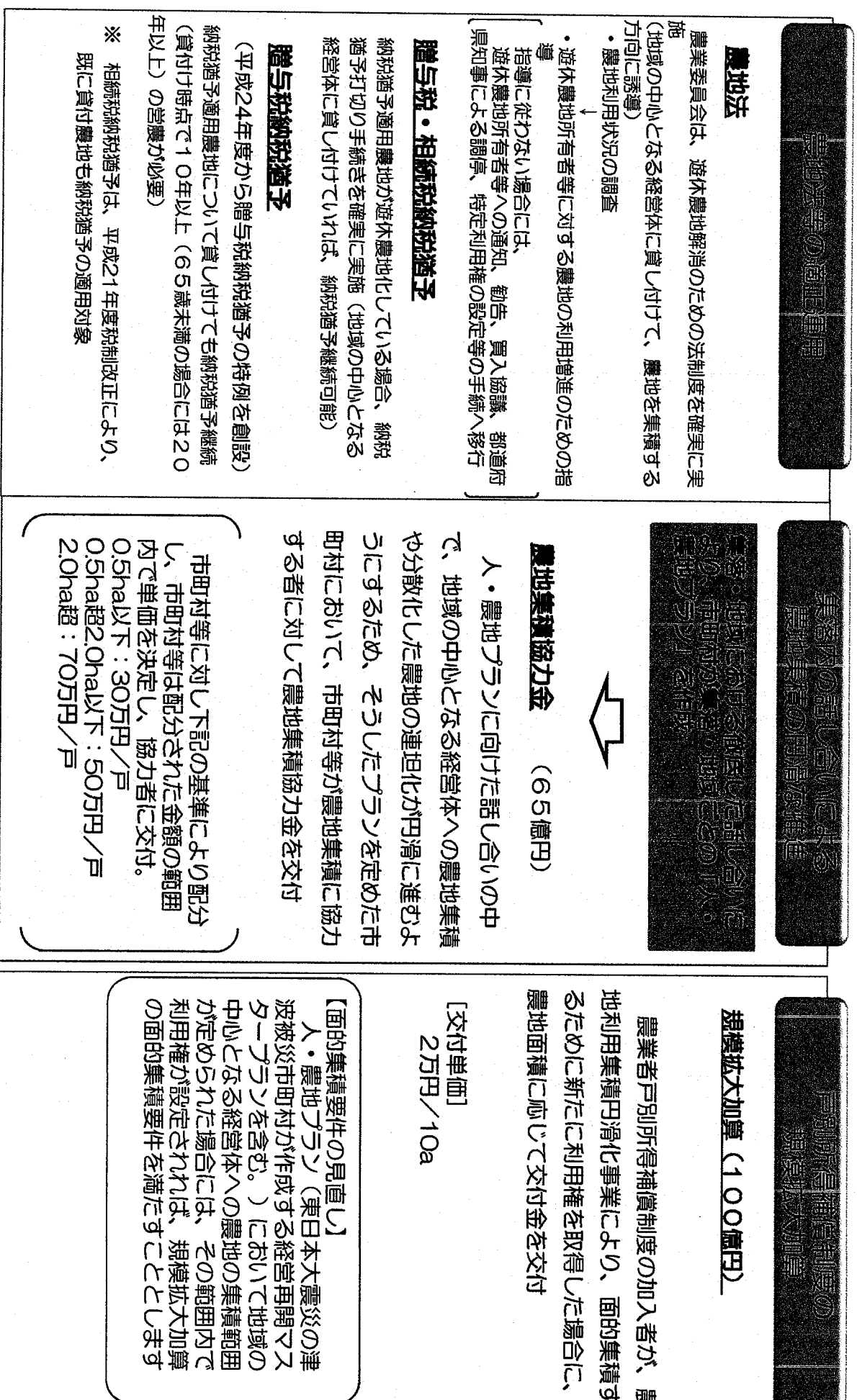
(補助率：定額)

計画策定及び高度な農業経営者育成教育を実施する
教育機関との連携の下、実施する取組経費の一部を支援

教育施設等の整備を支援

(補助率：定額、1/2)

○ 農地集積対策の全体像



○ 農地集積の支援の考え方

1. 出し手に対する支援: 農地集積協力金(経営転換協力金)について

○ 農地を出すことへの踏み切りを支援する。

このため、出し手農家が利用権設定又は農作業委託(基幹3作業+販売)のいずれかを最初に行うための白紙委任の時点で、出し手助成。

2. 受け手に対する支援: 規模拡大加算について

○ 安定した土地利用の確保を支援する。

このため、利用権設定を最初に受けた時点で、受け手助成。

(農作業受託から利用権設定に切り換えた場合を含む。)

※ 1戸1法人の設立については、実態的に何も変わらないことから、出し手及び受け手のいずれの支援も対象外

○ 農地集積協力金の概要

人・農地プランを定めた市町村において、そのプランを実現するために農地集積に協力する者に対して、市町村等から、農地集積協力金を交付します。

＜経営転換協力金＞

【交付対象地域】

人・農地プランを作成した地域

【交付対象者】

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

※ 遊休農地の保有者は、経営転換協力金の交付を受けられません。

遊休農地とは、農地法第30条第3項の各号に該当する農地のことです。

ただし、遊休農地の保有者が、遊休農地を解消する計画書を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該農地を保有している者も協力金の交付を受けることができます。

※ 農業者戸別所得補償制度の加入者又は加入要件を満たす見込みのある者である必要があります。

○ 農地集積協力金の概要

<経営転換協力金（続き）>

【交付要件】

1 交付対象者が行うべき要件

① 土地利用型農業から経営転換する農業者の場合

- ・ 農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、土地利用型作物を栽培する全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任することが必要です。

② リタイアする農業者・農地の相続人の場合

- ・ 農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、自留地（10a未満の農地）を除く全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任することが必要です。

※ 土地利用型農業とは、稲、麦、大豆、そば、なたね、てん菜及びでんぶん原料用ばれいしよを生産する農業をいいます。

※ 白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

※ 委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること。

※ フロックローテーションの取組により6年以上の農地の貸付け等が困難な場合には、フロックローテーションの取組計画に基づく期間とすることが可能です。

※ 農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、市街化区域内の農地の委任は受けません。

2 人・農地プランの作成単位となった地域が行うべき要件

白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。

3 その他

交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話し合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討していただくことが望ましいと考えられています。

○ 農地集積協力金の概要

<経営転換協力金（続き）>

【交付単価】

- ① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額
- 0.5ha以下
0.5ha超2.0ha以下
2.0ha超

: 30万円／戸
: 50万円／戸
: 70万円／戸
- 面積は白紙委任をした農地のうち前ページの交付要件を満たす面積

- ② 市町村等から交付対象者への交付金額
市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付
- ③ 市町村等の特認事業
農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額と、市町村等から交付申請者への配分金額の差額については、市町村等が農地の集積又は分散錯雑の解消に必要と認める次の事業に用いることができます。

実施できる工種	
(ア)	障害物の除去(抜根、石礫除去)
(イ)	整地(切土、盛土、均平、畦畔除去)
(ウ)	客土(搬入客土、反転客土)
(エ)	土壌改良材の投入(地力増進法に定められた土壌改良材の投入)
(オ)	暗きよ排水(集水暗きよ、弾丸暗きよ)
(カ)	測量(ほ場の測量及び境界確定)
(キ)	その他

○ 農地集積協力金の概要

<分散錯圖解消協力金>

【交付対象地域】

人・農地プランを作成した地域

【交付対象者】

地域の中心となる経営体の分散した農地の平坦化に協力する農地の所有者又はその世帯員等で、次の者

- ① 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地の所有者
- ② 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※ ①、②のいずれも農業者戸別所得補償制度の加入者又は加入要件を満たす見込みのある者である必要があります。

【交付要件】

- ① 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地について、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、白紙委任すること。

※ 白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

※ 委任期間は10年以上で、委任の内容は、6年以上の農地の貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること。

※ 遊休農地は、分散錯圖解消協力金の対象農地となりません。

- ② 白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が内諾していること。

【交付単価】

- ① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

→ 5千円/10a

- ② 市町村等から交付対象者への交付金額

→ 市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付

(市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額については、国へ返還する必要があります。)

※ 経営転換換協力金の交付を受けた者は、分散錯圖解消協力金の交付を受けられません。

また、分散錯圖解消協力金の交付金を受けた者については、当該交付を受けた年度は経営転換換協力金の交付対象から除きます。

○ 規模拡大加算の要件

【現行の面的集積要件】

2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

① 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの

② 2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの

③ 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの

④ 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの

⑤ 2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

※ 既経営農地から離れていても、新たに利用権を設定する農地が2筆以上のまとまりをもって構成されている場合は対象となります。

地域農業再生協議会が認めた場合には、以下の場合も交付対象となります。

① 同じ進入路に面した2筆の農地の間に、1筆の農地が存在しているもの

② 2筆の農地の進入口の間の距離が、どちらかの農地の一边の長さ以下、もしくはおおむね100m(標準ほ場の一边)以下のもの

③ 農道及び用排水路により囲まれた区域内に存在する2筆以上の農地

農地
 既経営農地
 交付対象となる農地
 進入口
 排水路
 農道等

【面的集積要件の見直し内容】

人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととします。

〈平成24年度税制改正〉

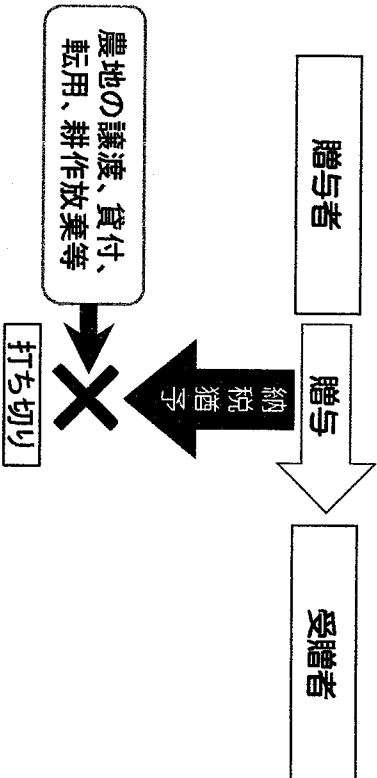
○ 農地に係る贈与税の納税猶予の特例等の創設〔贈与税、不動産取得税〕

現行制度の概要

- 相続税の納税猶予においては、平成21年改正により特定貸付けを行った場合に納税猶予が継続する特例について既に措置済み。

○ これまで、贈与税については、こうした特例措置がなかった

農業者が経営農地の全部を一括して相続人となると目される人に贈与した場合に、贈与税の納税を猶予。
受贈者が営農を継続しなければ納税猶予は打ち切り。
営農を継続していれば、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時に免除



改正の概要

【24年4月1日から適用】

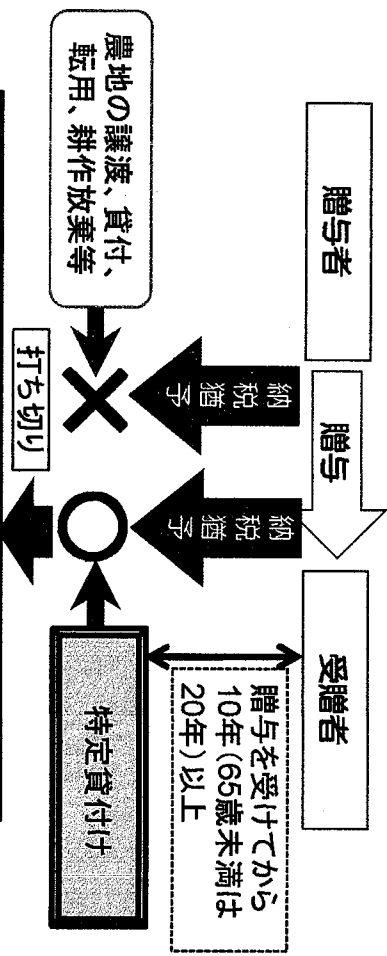
受贈者が贈与者の生存中に営農を停止(※)し、他の農業者が特定貸付けを行った場合でも納税猶予を継続。

(※) 農地の贈与を受けてから貸付けを行うまでに10年(貸付け時に65歳未満である場合には、20年)以上営農を継続することが必要。

【特定貸付け】

- 農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付け
- ① 農地保有合理化事業
 - ② 農地利用集積円滑化事業
 - ③ 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)
- 注: ①、②の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含む。

➤ この特例を受けるためには、貸付けから2ヶ月以内に税務署に所定の届出を行うことが必要



○ 農地法に基づく遊休農地対策について

○ 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。その上で、当該所有者等が勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、農地保有合理化法人等が利用権を設定できるよう措置。
(また、所有者が分からない遊休農地については、知事の裁定で農地保有合理化法人等が利用できるよう措置。)

農業委員会が毎年1回、 農地の利用状況を調査

遊休農地

- ・1年以上耕作されていない
 - ・今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地の栽培方法と比較して、著しく劣っている農地

指導の実施

農地所有者等に対して、
①自ら耕作するか
②誰かに貸し付けるか
等を指導

所有者等による利用計画の届出

遊休農地で ある旨の通知

- 相当期間耕作
されない
- 仮登記を理由に
指導に従わない
- 指導できない

必要な措置 の 勧 告

- 内容が不適切
- 届出がない
- 行動しない

都道府県知事の裁定

所有権の移転等の協議(利用希望者←→所有者等)
協議不調の場合における都道府県知事の調停
最終的には
都道府県知事の裁定

病害虫の発生等により、緊急に対応する必要がある場合

市町村長による支障の除去等の措置命令又は代執行

○ スーパー資金の金利負担軽減措置

1. 事業内容

人・農地プランに位置づけられた認定農業者が借り入れるスーパー資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

2. スーパー資金の概要

認定農業者に対して、株式会社日本政策金融公庫が融資する規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金

資金使途：農地取得を含む施設整備、長期運転資金等

借入限度額：個人1.5億円
法人 5億円

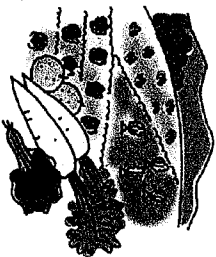
借入金利：償還期限に応じて0.6～1.3%

(平成24年3月19日現在)

償還期限：25年以内(うち据置期間10年以内)

問い合わせ先：

株式会社日本政策金融公庫の各支店
(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
沖縄県にあっては、沖縄公庫



3. 金利負担軽減措置の概要

対象者：人・農地プランに地域を中心となる経営体として位置づけられた認定農業者

金利負担軽減措置：貸付当初5年間実質無利子化

融資枠：300億円

